

令和6年度大正区コミュニティ育成事業  
業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

次のとおり、公募型プロポーザル方式により、受託者を募集します。

大阪市大正区長 古川 吉隆

1 案件名

令和6年度大正区コミュニティ育成事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

大正区において、これまで培われてきた社会教育関係団体等のノウハウを活かし、地域団体・NPO等をはじめとした市民活動団体・企業等の様々な活動主体が地域活動に参画する仕組みを構築するとともに、持続可能なコミュニティ活動となるよう、地域コミュニティ同士のつながりをより一層強くする。

また、多様な活動の主体と協働し、あらゆる世代の住民が地域活動に参加するきっかけをつくることで「自らの地域のことは自らの地域で決める」との自律した意識のもと、住民主体のコミュニティの育成を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

■提案を求める内容（業務の詳細については、別添1「仕様書」を参照すること。）

ア 区民まつり

イ スポーツの集い

ウ 生涯学習フェスティバル

エ 区民ギャラリー

なお、この業務内容は、基本的な業務内容を示したものであり、受託予定者による提案を受けて仕様を追加し、契約締結を行うものとする。

(3) 予算規模（契約上限額）

金7,883,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 契約期間

契約日～令和7年3月31日

(5) 履行場所

大阪市大正区内

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、本市が被った損害について、損害賠償請求を行うことがある。

(2) 契約の条項

別添2「契約書(案)」参照

(3) 委託料の支払い

原則として、事業終了後に提出される事業報告書に基づいて内容の検査を行い、受託者の請求に基づき支払うこととする。

なお、大規模事故や気象警報発生時など、本市の判断により、イベントの一部または全部を実施しない場合は、中止時点での出来高による支払いとし、双方協議のうえ、契約金額を変更する。

(4) 契約保証金等

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

○ 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

○ 本仕様書記載の「3 事業内容」に記載の全ての業務

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

ア 原則として提案した事業内容で実施することとするが、本市との協議により内容を修正する場合がある。また、協働の相手方となる各種団体と調整のうえ事業を実施することになるため、提案内容と実施内容が異なる場合がある。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 参加申請書類提出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。さらに、同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (5) 納税義務者にあつては、国税及び地方税を完納していること。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 上記（1）～（6）の条件を満たす法人・団体等同士による連合体での申請は可能とするが、次の要件も満たさなければならない。
  - ① 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ連合体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる法人・団体等とすること。
  - ② 参加申請書類提出後、代表者及び連合体を構成する法人・団体等（構成員）の変更は、認めない。
  - ③ 代表者とならない法人・団体等にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。
  - ④ 申請書の提出時に連合体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの法人・団体等の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
  - ⑤ 単独で応募した法人・団体等は、連合体の構成員となることはできない。
  - ⑥ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

#### 5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年1月15日（月）
・ 質問票の提出期限	令和6年1月22日（月）
・ 公募型プロポーザル参加申込書提出期限	令和6年1月25日（木）
・ 参加資格決定通知・質問に対する回答	令和6年1月29日（月）
・ 企画提案書の提出期限	令和6年2月16日（金）
・ プレゼンテーション・選定会議	令和6年2月29日（木）
・ 選定結果通知予定	令和6年3月5日（火）
・ 契約締結・事業開始	令和6年4月1日（月）（予定）
・ 事業完了	令和7年3月31日（月）

#### 6 応募手続き等に関する事項

##### (1) 質問の受付

ア 受付期間：令和6年1月22日（月） 午後5時30分まで

イ 提出方法：「質問票」(様式10)により、メール ([th0002@city.osaka.lg.jp](mailto:th0002@city.osaka.lg.jp)) にて  
(4) 連絡先まで提出すること。

なお、締め切り以降の質問は受付けません。

ウ 回答：参加資格審査により参加が認められた全ての申請者に対して、参加資格決定通知とともに送付する。

(2) 公募型プロポーザル参加申込申請（参加資格審査）

ア 申請期間：令和6年1月15日(月)～令和6年1月25日(木)

(本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで)

イ 申請方法：「公募型プロポーザル参加申請書」等、次の必要書類を大正区役所地域協働課まで持参(メール、FAX及び送付不可)により提出すること。

◎提出書類(提出部数：1部)

① 公募型プロポーザル参加申請書(様式1-1 又は1-2)

※連合体で申請する場合は様式1-2を提出すること。

② 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合。発行日から3か月以内のもの、写し可、任意団体にあつては、これに相当する書類)

③ 定款の写し(任意団体等にあつては、これに相当する書類)

④ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書(任意団体等にあつては、これに相当する書類)

⑤ 印鑑証明書(発行日から3か月以内のもの：写し不可)

⑥ 使用印鑑届(様式2)

⑦ 申出内容誓約書(様式3)

⑧ 連合体で申請する場合は、次のとおりとする。

・全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ連合体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。

・代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状を提出すること。

・協定書の写しを併せて提出すること。

・上記①及び⑤⑥については、連合体の代表者のみの提出とし、その他の書類については、構成員となるすべての法人・団体等も提出すること。

※本市入札参加有資格者名簿に登録されているプロポーザル参加者については、上記②～⑥を省略可。

ウ 申請場所

大阪市大正区役所 地域協働課(4階40番)

大阪市大正区千島2-7-95

エ 参加資格決定通知

参加要件の資格審査を行ったうえ、令和6年1月29日(月)付けで審査結果を書面により通知する。

(3) 企画提案書の提出について

ア 提出期間：参加資格決定通知書受領後から、令和6年2月16日(金)まで

(本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで)

イ 提出方法：「企画提案書」等、次の必要書類を大正区役所地域協働課まで持参により提出すること。(メール、FAX及び送付不可)

◎提出書類(提出部数：正1部、副8部(複写可))

① 企画提案書(様式4)

② 事業趣旨、事業の目標(様式5)

③ 事業内容及び実施体制、実施スケジュール(様式6)

④ 提案のセールスポイント(様式7)

⑤ 過去5年間の類似業務受託実績(様式8)

⑥ 経費内訳書及び積算根拠(様式9)

⑦ 収支計画書(様式9-1)

⑧ 収支計画積算明細(様式9-2)

※提出書類の副本については、押印せず、企業名も記載しないこと。企業名が印字されている資料を提出する場合は、副本にマスキング処理を行うこと。

(4) 連絡先

〒551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95  
 大阪市大正区役所 地域協働課 (4階40番)  
 TEL: 06-4394-9743 FAX: 06-4394-9989  
 担当: 川浪・亀山  
 E-MAIL: [th0002@city.osaka.lg.jp](mailto:th0002@city.osaka.lg.jp)  
 ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/taisho/>

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

選定は、次の基準に基づき、総合的な面から評価のうえ選定する。(100点満点)

審査項目及び評価内容	配点	標準点
1 企画力 (業務内容の理解度、提案内容に創意工夫がある)		
(1) 多くの区民が訪れるとともに住民同士の交流が図られ、連帯感あふれる地域コミュニティの充実につながる提案内容となっている。	20	12
(2) 地域各種団体と連携・協力し、幅広い年齢層、多様な人材が参加、参画しやすい提案内容となっている。	20	12
(3) 様々な広報媒体を活用し、地域を巻き込んだ効果的な情報発信となっている。	20	12
2 効果性 (達成目標が明確であり、その成果が大きく見込まれる。)		
(1) 達成目標等が明確であり、その成果が大きく見込める内容となっている。	10	6
3 実現性 (提案した業務を確実に遂行できる組織体制、計画、予算で立案されている。)		
(1) 事業規模、事業内容に見合う実施体制並びにスケジュールになっている。	10	6
(2) 事業に必要な経費等の積算内容に無理がなく妥当である。	10	6
4 実行力 (提案した事業を確実に遂行できる実績と運営基盤がある。)		
(1) 過去5年間の実績から、提案した内容を確実に遂行できる。	10	6
計	100	60

(2) 選定方法

- 有識者等で構成する「選定会議」において、企画提案書等の関係書類及び企画提案者からの説明等 (プレゼンテーション) により、選定基準に基づき採点を行う。
- 評価点の合計の平均が最も高い企画提案者 (以下「最高得点者」という。) を受託候補者として決定する。
- 各項目において、平均評価点が標準点に満たない場合、受託候補事業者を選定しない。
- 最高得点者が2者以上 (同点) 生じた場合は、審査項目のうち「企画力」の点数

が最も高い最高得点者を第一順位の受託候補者とする。但し、「企画力」も同一点数の場合は、くじにより決定する。また、第二順位以下の決定方法についても、同様とする。

○プレゼンテーション・選定会議

- ① 開催日時：令和6年2月29日（木）（予定）
- ② 場 所：大正区役所5階502会議室
- ③ 内容・方法（参加者数によって変更する場合があります）
  - ・提案者ごとに行い、企画提案書による提案は15分以内とする。
  - ・開始時間は参加資格決定通知書に記載する。
  - ・参加が1団体であっても実施する。

④ 欠格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 契約上限額を超える金額の企画提案を行うこと。

エ 選定メンバーに対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

オ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

カ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

キ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

ク その他選定の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

ケ プレゼンテーション・選定会議を欠席すること。

⑤ 選定結果の通知及び公表

全ての参加者に対し、令和6年3月5日（火）付けで通知するとともに、当区ホームページに掲載する。

なお、審査は非公開とし、審査内容に関する問合せ、採否についての異議申し立て等については一切受け付けない。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成等、本プロポーザルにかかる一切の経費は、参加者負担とする。
- (2) 提出書類に不備がある場合は、申請を受け付けない。
- (3) 受付期間の終了後においては、提出書類の内容を変更できない。（本市が補正等を求める場合を除く。）
- (4) 本プロポーザルへの参加に関して、提出されたすべての書類について返却しない。
- (5) 本委託業務に関する質問は書面（様式10）でのみ受付ける。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、本プロポーザルへの参加を無効とする。
- (7) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (8) 提出された企画提案書等は、審査・受託候補者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (9) 本業務受託候補者として選定された者は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じること。この間の費用は受託候補者の負担とする。
- (10) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、本市と協議をしながら仕様を確定するので、必ずしも提案内容どおり実

施するものではない。

- (11) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。
- (12) 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和6年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受託予定者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。
- (13) 受託予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、選定結果において次順位以下となった事業者のうち、評価点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。